

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する 法律施行令の概要

平成31年3月
総務省

1 改正の趣旨

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の施行に伴い、特別法人事業税に係る徴収金に係る納付額、延滞金等の額の計算方法等を定める。

2 主な改正の内容

- (1) 特別法人事業税に係る徴収金及び法人の事業税に係る地方団体の徴収金に係る納付額の計算方法

特別法人事業税に係る徴収金及び法人の事業税に係る地方団体の徴収金の納付があった場合には、納付額を賦課され、又は申告された特別法人事業税及び法人の事業税の額で按分することとされているが、その按分額に1円未満の端数があるとき等には、その端数金額を四捨五入する。

- (2) 特別法人事業税に係る延滞金等及び法人の事業税に係る延滞金等の額の計算方法

特別法人事業税に係る延滞金等及び法人の事業税に係る延滞金等の計算は、その合算額によって行い、合算額によって算出された延滞金等を特別法人事業税及び法人の事業税の額で按分することとされているが、その按分額に1円未満の端数があるとき等には、その端数金額を四捨五入する。

- (3) 特別法人事業税の国への払込み

都道府県は、特別法人事業税の払込みを行う場合には、特別法人事業税の納付額その他必要な事項を、速やかに国に通知する。

- (4) その他所要の規定の整備

3 施行期日

原則として平成31年10月1日から施行する。